

第6期神崎市障がい福祉計画
(第2期神崎市障がい児福祉計画を含む)

令和3年3月
神崎市

第1章 計画策定の基本的な考え方	
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	2
第2章 障がい者の現状	
1 人口構造の推移.....	3
2 障がい者の状況.....	4
(1) 身体障がい者の状況.....	4
(2) 知的障がい者の状況.....	6
(3) 精神障がい者の状況.....	7
(4) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付状況.....	8
(5) 障害支援区分の認定者数の状況.....	9
第3章 基本的視点.....	11
第4章 数値目標	
1 施設入所者の地域生活への移行.....	13
2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築.....	14
3 地域生活支援拠点等の機能の充実.....	14
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	15
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	16
6 相談支援体制の充実・強化等.....	17
7 障害福祉サービス等の質の向上.....	17
第5章 障がい福祉サービス等の見込量	
1 障がい福祉サービスの見込量.....	19
(1) 訪問系サービス.....	19
(2) 日中活動系サービス.....	20
(3) 居住系サービス.....	22
(4) 計画相談支援等.....	23

2 障がい児福祉サービスの見込量	
(1) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等.....	24

3 地域生活支援事業の見込量	
(1) 相談支援事業等.....	26
(2) 意思疎通支援事業.....	27
(3) 日常生活用具給付事業.....	28
(4) 移動支援事業.....	29
(5) 地域活動支援センター.....	29
(6) 日中一時活動支援.....	30
(7) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業.....	30
(8) 訪問入浴サービス事業.....	31

第6章 計画の推進体制等

1 制度の普及啓発.....	35
2 計画の推進体制.....	35
3 計画の進行管理.....	36

資料編

1 神崎市障がい福祉計画策定委員会設置要綱.....	37
2 第6期神崎市障がい福祉計画策定委員会 委員名簿.....	39
3 神崎市障がい福祉計画策定委員会開催経過.....	40
4 パブリック・コメント手続きの結果概要.....	40
5 関係団体等ヒアリング調査結果の概要.....	41

第 1 章 計画策定の基本的な 考え方

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

神崎市では、平成19年3月の「第1期神崎市障がい者福祉計画」より、「障がいの有無に関係なく、地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を基本理念に、障がいのある、なしにかかわらず、すべての市民がそれぞれの人格と個性を尊重し支え合いながら、住み慣れた地域でともに生きることができるよう取り組んできました。

平成29年3月には、それまでの障がい者施策の取り組みを継承しつつ、新たな課題への方策を取りまとめた「第2期神崎市障がい者計画」を策定しました。平成29年度から令和5年度までの7年間を計画期間とした市の障がい者施策の基本的な計画であり、その推進を図っております。

また同時に国の指針に即し、障がい福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るための「第5期神崎市障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）」を策定し、サービスの提供に努めています。

このたび、平成30年度から令和2年度までを計画期間とした「第5期神崎市障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）」が期間満了を迎えることから、現状分析や国の基本指針を踏まえ、「第6期神崎市障がい福祉計画」（第2期神崎市障がい児福祉計画を含む）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するものです。本市における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画です。

「障がい者」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病及び発達障害等に起因する身体または精神上の障がいを有する方で、長期にわたり生活上の支障のある方とします。

この計画は本市における他の計画と整合性を併せもつものです。

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本理念と施策の方向性 『第2期神崎市障がい者計画』（※障害者基本法）						
『第4期』	『第5期神崎市障がい福祉計画』 （※障害者総合支援法） 『第1期神崎市障がい児福祉計画』 （※児童福祉法）			<今回の計画> 『第6期神崎市障がい福祉計画』 （※障害者総合支援法） 『第2期神崎市障がい児福祉計画』 （※児童福祉法）		

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から5年度までの3か年計画とします。

第2章 障がい者の現状

第2章 障がい者の現状

1 人口構造の推移

神埼市の総人口は、平成27年の32,288人から令和2年の31,336人と年々減少傾向で推移しています。

年代別にみると、「年少人口」「生産年齢人口」は減少傾向、「老年人口」は増加傾向にあり、令和2年10月1日現在の高齢化率は31.1%です。

■ 神埼市の人口推移

各年10月1日現在

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
年少人口（15歳未満）	4,367人	4,308人	4,244人	4,158人	4,085人	4,028人
生産年齢人口 （15歳以上65歳未満）	18,866人	18,535人	18,222人	18,041人	17,827人	17,562人
老年人口（65歳以上）	9,055人	9,246人	9,436人	9,610人	9,676人	9,746人
総人口	32,288人	32,089人	31,902人	31,809人	31,588人	31,336人

（資料）住民基本台帳

2 障がい者の状況

障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度末現在1,439人です。平成26年度末の1,593人と比較して154人（約9.7%）減少しています。これまで増加していた障がい者数でしたが平成25年度を境に減少に転じています。

障がい種別で見ると、肢体不自由が56.3%、内部機能障害が26.8%で、この2つの種別が全体の8割強となっています。また、障がい種別・年齢区分別で見ると、年齢区分による障がい種別の顕著な差はみられませんが、年齢区分別障害者総数をみると、65歳以上が全体の約76.6%となっています。さらに、障がい種別・等級別で見ると、一般的に重度障がいと区分される1級及び2級が38%となっており、障がい種別では、肢体不自由で4級の割合が高くなっています。

■ 障がい種別身体障害者数の推移

各年度末現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語・ そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部機能 障害	計
平成26年度	人数	108人	144人	14人	901人	426人	1,593人
	(構成比)	7.1%	9.4%	0.9%	58.9%	27.9%	100.0%
平成27年度	人数	103人	143人	13人	888人	399人	1,546人
	(構成比)	7.1%	9.8%	0.9%	61.2%	27.5%	100.0%
平成28年度	人数	101人	138人	12人	883人	391人	1,525人
	(構成比)	7%	9.6%	0.8%	61.4%	27.2%	100.0%
平成29年度	人数	96人	142人	12人	876人	403人	1,529人
	(構成比)	6.3%	9.3%	0.8%	57.3%	26.3%	100.0%
平成30年度	人数	88人	141人	13人	828人	382人	1,452人
	(構成比)	6.1%	9.7%	0.9%	57%	26.3%	100.0%
令和元年度	人数	85人	144人	14人	810人	386人	1,439人
	(構成比)	5.9%	10.0%	1%	56.3%	26.8%	100.0%

■ 障がい種別・年齢区分別身体障害者の状況

令和元年度末現在

		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
18歳未満	人数	0人	3人	1人	11人	6人	21人
	(構成比)	0.0%	14.3%	4.7%	52.4%	28.6%	1.5%
18歳以上 65歳未満	人数	18人	22人	5人	183人	87人	315人
	(構成比)	5.7%	7.0%	1.6%	58.1%	27.6%	21.9%
65歳以上	人数	67人	119人	8人	616人	293人	1,103人
	(構成比)	6.1%	10.8%	0.7%	55.8%	26.6%	76.6%
計	人数	85人	144人	14人	810人	386人	1,439人
	(構成比)	5.9%	10.0%	1%	56.3%	26.8%	100.0%

■ 障がい種別・等級別身体障害者の状況

令和元年度末現在

		視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部機能障害	計
1級	人数	26人	4人	3人	86人	226人	345人
	(構成比)	7.5%	1.2%	0.8%	25%	65.5%	24%
2級	人数	33人	29人	2人	132人	5人	201人
	(構成比)	16.4%	14.4%	1%	65.7%	2.5%	14%
3級	人数	4人	19人	7人	107人	77人	214人
	(構成比)	1.9%	8.9%	3.2%	50%	36%	14.8%
4級	人数	7人	32人	2人	221人	78人	340人
	(構成比)	2.1%	9.4%	0.6%	65.0%	22.9%	23.6%
5級	人数	9人	1人	0人	194人	0人	204人
	(構成比)	4.5%	0.5%	0.0%	95%	0.0%	14.2%
6級	人数	6人	59人	0人	70人	0人	135人
	(構成比)	4.4%	43.7%	0.0%	51.9%	0.0%	9.4%
計	人数	85人	144人	14人	810人	386人	1,439人
	(構成比)	5.9%	10.0%	1%	56.3%	26.8%	100.0%

(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数は、令和元年度末現在308人となっており、増加傾向にあります。障がい程度別にみると、B判定が206人（66.9%）であり、A判定の102人（33.1%）と比べて約2倍の人数となっています。

年齢区分別にみると18歳未満は平成28年度まで若干減少傾向にありましたが、平成29年度以降増加しています。

■ 障がい程度別知的障がい者の状況

各年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
A判定	97人	100人	101人	95人	98人	102人
B判定	188人	188人	188人	192人	199人	206人
合計	285人	288人	289人	287人	297人	308人

■ 年齢区分別知的障がい者の状況

各年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	58人	57人	48人	54人	64人	66人
18歳以上65歳未満	196人	200人	208人	200人	196人	205人
65歳以上	31人	31人	33人	33人	37人	37人
合計	285人	288人	289人	287人	297人	308人

(3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度末現在198人で、平成26年度末の136人と比較して約45.6%増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数の推移についても、令和元年度末現在458人で、平成26年度末の401人と比較して57人増加しており、神崎市において精神障害者は増加傾向となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

各年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
18歳未満	7人	12人	14人	9人	8人	11人
18歳以上65歳未満	110人	115人	128人	141人	157人	150人
65歳以上	19人	19人	21人	28人	33人	37人
合 計	136人	146人	163人	178人	198人	198人

各年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 級	7人	7人	12人	14人	17人	19人
2 級	86人	94人	107人	115人	119人	116人
3 級	43人	45人	44人	49人	62人	63人
合 計	136人	146人	163人	178人	198人	198人

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

各年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援医療受給者	401人	400人	423人	427人	435人	458人

(4) 特定医療費（指定難病）受給者証の交付状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には、特定医療費（指定難病）受給者証が交付されます。

特定医療費（指定難病）受給者証の交付件数は、令和元年度現在240件となっており、平成28年度を境に、減少傾向にあります。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証交付件数の推移

各年度末現在

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
特定医療費（指定難病） 受給者証交付件数	268件	274件	247件	246件	240件

■ 特定医療費（指定難病）受給者証交付で多い疾患

各年度末現在

平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
①潰瘍性大腸炎	46	①潰瘍性大腸炎	36	①潰瘍性大腸炎	34	①潰瘍性大腸炎	33
②パーキンソン病	31	②パーキンソン病	30	②パーキンソン病	29	②パーキンソン病	27
③全身性エリテマトーデス	19	③全身性エリテマトーデス	20	③全身性エリテマトーデス	20	③全身性エリテマトーデス	21
④後縦靭帯骨化症	14	④クローン病	12	④クローン病	14	④クローン病	12
⑤クローン病	12	⑤網膜色素変性症 ⑤後縦靭帯骨化症	11	⑤後縦靭帯骨化症	13	④後縦靭帯骨化症	12

(備考) 単位は件数

(注) 平成27年1月から56疾患から110疾患へ、平成27年7月から306疾患へ、平成29年4月から330疾患へと対象疾病が拡大しています。

平成27年1月より名称が特定疾患医療受給者証から特定医療費（指定難病）受給者証へと変更しています。

(資料) 佐賀中部保健福祉事務所管内 保健・福祉・衛生情報

(5) 障害支援区分の認定者数の状況

障害支援区分の認定者数は、平成26年度の140人から令和元年度の154人まで、概ね増加傾向にあります。

障害支援区分の程度では、「区分5」「区分6」の重度者が平成26年度の62人から令和元年度の90人となっており、1.45倍に増加しています。

■ 障害支援区分の認定者数の推移

各年度末現在

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区分1	10人	6人	2人	0人	0人	0人
区分2	16人	21人	23人	24人	23人	23人
区分3	24人	22人	18人	18人	16人	24人
区分4	28人	26人	25人	23人	21人	17人
区分5	25人	28人	29人	32人	30人	29人
区分6	37人	42人	51人	55人	56人	61人
合計	140人	145人	148人	152人	146人	154人

※障害支援区分の程度では、「区分5」「区分6」の重度者が増加傾向にあります。(区分は、障がいの重い順に6から1までとなっています。)

【問題】 以下の文章を読んで、問に答えなさい。

ある国で、政府は国民の健康を守るために、タバコを禁煙しようとした。

しかし、

禁煙すると、タバコ産業は大きなダメージを受ける。

政府は、禁煙のメリットとデメリットを比較して、

【問題】 以下の文章を読んで、問に答えなさい。

【問題】



この文章を読んで、問に答えなさい。

第3章 基本的視点

第3章 基本的視点

障がいの有無に関係なく 地域の中で支え合い 共に生きるまちづくり

本計画では、「第2期神崎市障がい者計画」における考え方「障がいの有無に関係なく、地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり」を基本とし、神崎市ならではの地域共生社会を実現するため、国の指針を踏まえながら、基本的視点として次の5点を掲げます。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が自らの選択に基づく生活スタイルを確保し、地域で安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実させます。

2 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域の中で障がい者が正しく理解され、一人ひとりの多様性を認め合い、支えるまちづくりを推進していきます。

3 障がい児の健やかな育成のための発達支援

子どもたちが希望を持ち、健やかに暮らせるまちづくりを目指し、一人ひとりの子どもと家庭を包括的に支援する体制の整備に取り組みます。

4 障がい者の社会参加を支える取り組み

障がいのある人の社会参加を促進し、その個性と能力の向上を図るとともに、誰もが参加しやすいイベント等、機会の確保に努めます。

5 障がい福祉人材の確保

コロナ禍においても、安心・安全に障がい福祉サービス等を提供、事業を実施していくため、「ウィズ・コロナ」社会に対応した取り組みを推進し、提供体制及び人材の確保に努めます。

「**ア**」で示す本質は、**「イ」**と**「ロ」**の両方を含むものである。

「**イ**」と**「ロ」**の両方を含む本質は、**「ア」**で示す本質である。

「**イ**」と**「ロ」**の両方を含む本質は、**「ア」**で示す本質である。

「**イ**」と**「ロ」**の両方を含む本質は、**「ア」**で示す本質である。

「**イ**」と**「ロ」**の両方を含む本質は、**「ア」**で示す本質である。

「**イ**」と**「ロ」**の両方を含む本質は、**「ア」**で示す本質である。

「**イ**」と**「ロ」**の両方を含む本質は、**「ア」**で示す本質である。

第4章 数值目标

第4章 数値目標

令和5年度の数値目標

1 施設入所者の地域生活への移行

本市の令和元年度末の入所施設利用者数は56人です。

令和2年度から5年度までの数値目標については、令和元年度末の入所利用者数から4人が地域生活に移行することを目標とします。

また、入所施設利用者の減数見込みは、真に施設入所支援が必要な多くの入所待機者がおり、施設入所者を極度に減らすことは非常に困難であることから、2人とします。

■ 施設入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の入所施設利用者数①	56人
令和5年度末時点の入所施設利用者数②	54人
【目標】入所施設利用者数の減少見込数①－②	2人 (3.6%)
【目標】地域生活移行者数	4人 (7.1%)

(注) 入所施設利用者数の減少見込数は、地域生活移行者数に新規入所や地域生活移行以外の退所などの増減を加味した数値です。

2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域、精神、保健、医療、福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるため、地域での保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

■ 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】 令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置。

（圏域での設置を想定しています。）

3 地域生活支援拠点等の機能の充実

障がい者等の地域の暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、本市では、佐賀地区（神崎市・佐賀市・吉野ヶ里町）共同で24時間365日の相談支援体制、緊急時の受け入れ態勢の確保、コーディネーターの配置をし、拠点体制づくりを行っています。

地域の実情に沿った運営や課題に対応するため、中長期的に必要な機能を見直し、関係機関と連携のうえ、機能強化、充実を図ります。

■ 地域生活支援拠点等の機能の充実

【目標】 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況の検証及び検討を行う。

4 福祉施設から一般就労への移行等

本市の福祉施設利用者の中で、令和元年度に一般就労に移行した方は4人です。令和5年度（年間）に福祉施設から一般就労へ移行する方についての数値目標は、令和元年度に施設から一般就労した人数の1.27倍（6人）とします。

また、令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数を、令和元年度末の利用者6人から1.3倍（8人）に増やすことを目指します。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人が就労定着支援事業を利用することにより、職場への定着をサポートし継続的な支援を目指します。

■ 福祉施設から一般就労への移行等

【実績】 令和元年度末における年間一般就労移行者数	4人
【目標】 令和5年度末における年間一般就労移行者数	6人

■ 就労移行支援事業の利用

【実績】 令和元年度末における就労移行支援事業の利用者数	6人
【目標】 令和5年度末における就労移行支援事業の利用者数	8人

■ 就労継続支援事業A型の利用

【実績】 令和元年度末における就労継続支援A型事業利用者数	37人
【目標】 令和5年度末における就労継続支援A型事業利用者数	47人

■ 就労継続支援事業B型の利用

【実績】 令和元年度末における就労継続支援B型事業利用者数	96人
【目標】 令和5年度末における就労継続支援B型事業利用者数	123人

（注）ここでいう「福祉施設」とは、障がい福祉サービス（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を提供する施設が対象となります。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児については、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児のライフステージに沿った切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが重要です。

そのための方策として、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保などが考えられます。

障がい児支援の提供体制の整備等について、以下の目標を定めます。

■ 障がい児支援の提供体制の整備等

(下記の目標に掲げた事業については、近隣市町を含む圏域での実施を想定しています。)

【目標】 児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置。

【目標】 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保。

【目標】 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

【目標】 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保すること。

【目標】 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターの配置。

6 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、行政機関その他関係機関との連携に努めることが必要です。

地域における相談支援の中核機関である、基幹相談支援センター及び総合相談窓口の機能を有効に活用し、相談支援体制の充実・強化を図ります。

■ 地域生活支援拠点等の機能の充実

【目標】 令和5年度までに圏域において体験の機会や場の整備・専門的人材の確保と養成の機能を整備する。

7 障害福祉サービス等の質の向上

近年の障害福祉サービス等の提供体制は、多様化するとともに多くの事業者が参入しています。その中で利用者が真に必要とする障害福祉サービスを提供していくため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や指導監査結果の共有等、人材育成の体制構築を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

■ 障害福祉サービスの質の向上

【目標】 令和5年度までに圏域において障害福祉サービス等にかかる人材育成を実施する体制を構築する。

用語の説明

施設入所者の地域生活への移行	
入所施設	障がいや家庭の事情など様々な理由により自宅で生活できない方に、生活の場及び日中活動の場を提供するとともに、介護、食事、入浴、その他必要な支援を提供する施設
地域生活への移行	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が、グループホーム、一般住宅などを利用して、暮らしたいと望む地域で、自らの意志で選択・決定し、地域社会の一員として自分らしい暮らしをすること

精神障がいに対応した地域包括ケアシステム	
地域包括ケアシステム	障がい者や高齢者、子どもを含む、地域すべての住民の関りにより住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと

地域生活支援拠点等の整備	
地域生活支援拠点等	入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労等の課題に対応したサービスの提供体制を整備して行われる「相談」「一人暮らしやグループホーム等の体験の機会・場」「ショートステイによる緊急時受け入れ体制」などの地域生活支援の機能をさらに強化するため、一定の地域内に、それらの機能を集約し、グループホーム又は障がい者支援施設に付加した拠点のこと。あるいは、前述の機能を地域における複数の機関が分担して担う体制のこと

福祉施設から一般就労への移行	
福祉施設	ここでいう福祉施設とは、主に日中活動を行う施設（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）など）のこと
一般就労	一般の事業所（いわゆる企業や官公庁など）や、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所などで働くこと

障がい児支援の提供体制の整備等	
保育所等訪問支援	障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うサービス
重症心身障がい	児童福祉法に規定されている重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態のこと
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導知識技術の付与、集団生活への適應訓練などを提供するサービス
放課後等デイサービス	在学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス

第5章 障がい福祉サービス等 の見込量

第5章 障がい福祉サービス等の見込量

1 障がい福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに分類される「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障がい者等包括支援」の見込量については、次の通り、令和3年度から令和5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障がい者等 包括支援	見込量（時間）	1,093	1,085	1,082
	実績（時間）	932	949	846
	見込利用者数（人）	30	28	27
	実績利用者数（人）	31	28	28

(注) 数値は1か月あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障がい者等 包括支援	見込量（時間）	808	770	734
	見込利用者数（人）	27	25	24

(注) 数値は1か月あたり。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに分類される「生活介護」「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」「就労定着支援」「療養介護」及び「短期入所」の見込量については、次のとおり、令和3年度から令和5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	見込量（人日）	1,797	1,828	1,859
	実績（人日）	1,707	1,638	1,661
	見込利用者数（人）	91	92	94
	実績利用者数（人）	86	82	79
自立訓練（機能訓練）	見込量（人日）	12	12	12
	実績（人日）	19	16	19
	見込利用者数（人）	1	1	1
	実績利用者数（人）	3	2	2
自立訓練（生活訓練）	見込量（人日）	51	51	51
	実績（人日）	100	82	55
	見込利用者数（人）	4	4	4
	実績利用者数（人）	7	6	4
就労移行支援	見込量（人日）	119	139	159
	実績（人日）	41	98	89
	見込利用者数（人）	6	7	8
	実績利用者数（人）	3	6	5
就労継続支援A型	見込量（人日）	1,105	1,161	1,216
	実績（人日）	766	770	806
	見込利用者数（人）	40	42	44
	実績利用者数（人）	37	37	39
就労継続支援B型	見込量（人日）	1,417	1,453	1,488
	実績（人日）	1,583	1,712	1,792
	見込利用者数（人）	80	82	84
	実績利用者数（人）	91	96	103
就労定着支援	見込利用者数（人）	0	1	2
	実績利用者数（人）	0	1	1

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養介護	見込利用者数（人）	13	13	13
	実績利用者数（人）	13	14	14
短期入所	見込量（人日）	36	40	43
	実績（人日）	50	66	59
	見込利用者数（人）	10	11	12
	実績利用者数（人）	11	11	10

（備考）数値は1か月あたり。

（注）令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	見込量（人日）	1,553	1,495	1,440
	見込利用者数（人）	76	73	71
自立訓練（機能訓練）	見込量（人日）	15	13	12
	見込利用者数（人）	2	2	2
自立訓練（生活訓練）	見込量（人日）	44	33	25
	見込利用者数（人）	3	2	2
就労移行支援	見込量（人日）	97	113	129
	見込利用者数（人）	6	7	8
就労継続支援A型	見込量（人日）	877	942	1,006
	見込利用者数（人）	41	44	47
就労継続支援B型	見込量（人日）	1,920	2,044	2,176
	見込利用者数（人）	109	116	123
就労定着支援	見込利用者数（人）	2	2	3
療養介護	見込利用者数（人）	14	14	14
短期入所	見込量（人日）	65	65	65
	見込利用者数（人）	11	11	11

（備考）数値は1か月あたり。

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、次のとおり、令和3年度から令和5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	見込量(人)	1	1	1
	実績(人)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込量(人)	43	44	44
	実績(人)	40	43	52
施設入所支援	見込量(人)	57	57	57
	実績(人)	54	56	54

(備考) 数値は1か月あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	見込量(人)	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	見込量(人)	58	66	75
施設入所支援	見込量(人)	54	54	54

(備考) 数値は1か月あたり。

(4) 計画相談支援等

計画相談支援等については、次のとおり、令和3年度から令和5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	見込量(人)	33	33	34
	実績(人)	46	49	64
地域移行支援	見込量(人)	1	1	1
	実績(人)	0	1	1
地域定着支援	見込量(人)	1	1	1
	実績(人)	0	0	0

(備考) 数値は1か月あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	見込量(人)	66	70	72
地域移行支援	見込量(人)	1	1	1
地域定着支援	見込量(人)	1	1	1

(備考) 数値は1か月あたり。

2 障がい児福祉サービスの見込量

(1) 障がい児通所支援、障がい児相談支援等

障がい児通所支援サービスについては、次のとおり、令和3年度から令和5年度までのサービス量を見込んでいます。障がい児通所支援サービスは、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとは異なり、児童福祉法に基づくサービスとなります。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	見込量（人日）	61	61	69
	実績（人日）	73	118	190
	見込利用者数（人）	8	8	9
	実績利用者数（人）	12	14	16
放課後等デイサービス	見込量（人日）	515	551	587
	実績（人日）	592	782	1,077
	見込利用者数（人）	43	46	49
	実績利用者数（人）	51	63	72
保育所等訪問支援	見込量（人日）	4	4	4
	実績（人日）	1	0	1
	見込利用者数（人）	1	1	1
	実績利用者数（人）	1	0	1
居宅訪問型児童発達支援	見込量（人日）	8	8	8
	実績（人日）	0	0	0
	見込利用者数（人）	1	1	1
	実績利用者数（人）	0	0	0
医療型児童発達支援	見込量（人日）	4	4	4
	実績（人日）	0	0	0
	見込利用者数（人）	1	1	1
	実績利用者数（人）	0	0	0
障がい児相談支援	見込利用者数（人）	14	17	21
	実績利用者数（人）	15	19	25

（備考）数値は1か月あたり。

（注）令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	見込量（人日）	172	201	234
	見込利用者数（人）	19	22	25
放課後等デイサービス	見込量（人日）	1,179	1,408	1,683
	見込利用者数（人）	86	102	122
保育所等訪問支援	見込量（人日）	4	4	4
	見込利用者数（人）	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	見込量（人日）	4	4	4
	見込利用者数（人）	1	1	1
医療型児童発達支援	見込量（人日）	4	4	4
	見込利用者数（人）	1	1	1
障がい児相談支援	見込利用者数（人）	27	30	34
※医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置 人数	見込配置数（人）	0	0	1

（備考）数値は1か月あたり。

※医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、近隣市町を含む圏域での実施を想定しています。

3 地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業等

相談支援事業所等については、次のとおり、令和3年度から5年度までのサービス量を見込んでいます。また、平成29年度より開設された基幹相談支援センターの機能強化を目指します。さらに、成年後見制度利用促進法に基づく地域連携ネットワークの構築や中核期間の設置に向けての検討を行います。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
理解促進研修・啓発事業	見込	実施		
	実績	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	見込	実施予定		
	実績	実績なし	実績なし	実績なし
障害者相談支援事業所	見込量(箇所)	3	3	3
	実績(箇所)	3	3	3
※基幹相談支援センター等機能強化事業	見込	有		
	実績	有	有	有
住宅入居等支援事業	見込	実施予定		
	実績	実績なし	実績なし	実績なし
成年後見制度利用支援事業	見込量(人)	1	1	1
	実績(人)	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	見込	実施予定		
	実績	実績なし	実績なし	実績なし

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

※基幹相談支援センター等機能強化事業については近隣市町を含む広域で実施しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	見込	実施		
自発的活動支援事業	見込	実施		
障がい者相談支援事業所	見込量(箇所)	3	3	3
※基幹相談支援センター等機能強化事業	見込	実施		
住宅入居等支援事業	見込	実施		
成年後見制度利用支援事業	見込量(人)	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	見込	実施		

(備考) 数値は1か月あたり。

※基幹相談支援センター等機能強化事業については近隣市町を含む広域で実施しています。

(2) 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業については、次のとおり、令和3年度から5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込(人)	2	2	2
	実績(人)	0	0	1
手話奉仕員養成研修講座	見込(人)	16	8	16
	実績(人)	9	10	9

(備考) 数値は1年あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込(人)	2	2	2
手話奉仕員養成研修講座	見込(人)	13	13	13

(備考) 数値は1年あたり。

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業については、次のとおり、令和3年度から5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護・訓練支援用具	見込 (件)	2	2	2
	実績 (件)	1	2	1
自立生活支援用具	見込 (件)	4	4	4
	実績 (件)	6	8	4
在宅療養等支援用具	見込 (件)	4	5	5
	実績 (件)	3	2	5
情報・意思疎通支援用具	見込 (件)	2	3	3
	実績 (件)	5	4	2
排泄管理支援用具	見込 (件)	378	380	382
	実績 (件)	407	377	382
居宅生活動作補助用具	見込 (件)	1	1	1
	実績 (件)	0	1	0
合 計	見込 (件)	391	395	397
	実績 (件)	422	394	394

(備考) 数値は1年あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	見込 (件)	2	2	2
自立生活支援用具	見込 (件)	4	4	4
在宅療養等支援用具	見込 (件)	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	見込 (件)	4	4	4
排泄管理支援用具	見込 (件)	382	384	386
居宅生活動作補助用具	見込 (件)	1	1	1
合 計	見込 (件)	398	400	402

(備考) 数値は1年あたり。

(4) 移動支援事業

移動支援事業については、次のとおり、令和3年度から5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
移動支援事業	見込利用者数（人）	20	21	23
	実績利用者数（人）	11	9	9
	見込延時間数（時間）	674	714	757
	実績延時間数（時間）	574	654	636

（備考）数値は1年あたり。

（注）令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	見込利用者数（人）	12	12	12
	見込延時間数（時間）	852	852	852

（備考）数値は1年あたり。

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターについては、令和2年度実績を基にした数値となっています。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域活動支援センター	見込数（箇所）	3	3	3
	実績数（箇所）	2	2	1
	見込延人数（人）	7	7	7
	実績延人数（人）	1	12	7

（備考）数値は1年あたり。

（注）令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	見込数（箇所）	1	1	1
	見込延人数（人）	7	7	7

（備考）数値は1年あたり。

(6) 日中一時支援事業

日中一時支援事業については、次のとおり、令和3年度から5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
日中一時支援事業	見込(箇所)	15	15	15
	実績(箇所)	15	15	16
	見込実人数(人)	10	10	10
	実績実人数(人)	7	11	6

(備考) 数値は1年あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	見込(箇所)	16	16	16
	見込実人数(人)	10	10	10

(備考) 数値は1年あたり。

(7) 自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

自動車運転免許取得・自動車改造助成事業については、次のとおり、令和3年度から5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
自動車運転免許取得・ 自動車改造助成事業	見込利用者数(人)	2	2	2
	実績利用者数(人)	1	1	1

(備考) 数値は1年あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許取得・ 自動車改造助成事業	見込利用者数(人)	2	2	2

(備考) 数値は1年あたり。

(8) 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業については、次のとおり、令和3年度から5年度までのサービス量を見込んでいます。

■ 第5期計画と実績

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
訪問入浴サービス事業	見込数(箇所)	2	2	2
	実績(箇所)	2	2	2
	見込実人数(人)	2	2	1
	実績実人数(人)	2	2	1

(備考) 数値は1年あたり。

(注) 令和2年度実績については見込値で記載しています。

■ 第6期計画の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	見込数(箇所)	2	2	2
	見込実人数(人)	1	1	1

(備考) 数値は1年あたり。

用語の説明

1 障がい福祉サービスについて

訪問系サービス 〔主として自宅において提供される支援サービス〕	
居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護が必要な方に、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動支援など総合的な支援を行うサービス
行動援護	知的障がい・精神障がいにより行動に著しい困難のある方に、行動の際の危険回避、その他の支援を行うサービス
重度障がい者等 包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者の方の外出に同行し移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを提供するサービス
日中活動系サービス 〔施設などを利用し、主として昼間に提供される支援サービス〕	
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス
自立訓練 (機能訓練)	障がいをお持ちの方に、一定期間、身体機能の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
自立訓練 (生活訓練)	障がいをお持ちの方に、一定期間、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス
就労移行支援	就労希望の方に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (A型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、主に雇用契約により働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労継続支援 (B型)	一般の事業所で働くことが困難な方に、雇用契約なしで職業訓練を中心とした働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けた支援を行うサービス
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
療養介護	医療と常時の介護を必要とする方に、病院などで、機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所 (ショートステイ)	一時的な諸事情により自宅での生活が困難な方に、短期間、夜間も含め施設等で、生活の場やその他必要な介護などを提供するサービス

居住系サービス 〔施設などにおいて、主として夜間や休日に提供される支援サービス〕	
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で、一人暮らしをする方に対して定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないかなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービス
施設入所支援	施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事の介護など、その他日常生活に必要な支援を提供するサービス
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で相談その他日常生活に必要な支援を提供するサービス

計画相談支援等 〔障がい福祉サービスの利用計画の作成、地域生活への移行や定着を支援するサービス〕	
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障がい福祉サービス等の利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画を作成する
地域移行支援	障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜を供与するサービス
地域定着支援	居宅で生活する単身等の障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において、相談その他の便宜を供与するサービス

障がい児通所支援等サービス 〔障がい児を対象に、施設などを利用し昼間に提供される支援サービス〕	
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを提供するサービス
医療型 児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある未就学の児童に対し、児童発達支援及び治療を行うサービス
放課後等 デイサービス	在学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問	障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うサービス
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
障がい児相談支援	障がい児通所支援等の利用を希望する方に、障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うサービス

2 地域生活支援事業等について

地域生活支援事業 〔地域の特性や利用者の状況に応じて、自治体の創意工夫により実施する事業〕	
理解促進・ 研修啓発事業	障がい者が、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図る事業
自発的活動 支援事業	障がい者等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業
相談支援事業	地域の障がいのある方などの総合的な相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護に必要な支援、関係機関との連絡調整などを行い、相談支援体制やネットワークの構築を行う事業
基幹相談 支援センター	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の総合的な相談や、地域の相談支援事業者間の連絡調整、関係機関の連携の支援を行う等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関
住宅入居等 支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援する事業
成年後見制度 利用支援事業	身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない障がい者について、市長が代わりに申立てを行ったり、成年後見制度を利用するための費用負担が困難な障がい者に対し、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行う事業
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図る事業
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能などの障がいのため、意志の疎通を図ることが困難な方に、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話通訳の設置などを行う事業
日常生活用具 給付事業	在宅の障がいのある方に、その方に適した自立生活支援用具など日常生活用具を給付又は貸与する事業
移動支援事業	単独での外出が困難な方が円滑に外出できるよう移動を支援する事業
地域活動 支援センター	施設で、日中活動の場の提供や社会との交流などを行う施設
日中一時支援事業	障がいのある方に、日中の活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を提供する事業
自動車運転免許 取得・改造助成事業	社会参加を促進するため、障がいのある方が自動車運転免許を取得する場合や、身体に障がいのある方が自動車を改造する場合に費用の一部を助成する事業
訪問入浴サービス 事業	移送に耐えられず、自宅や生活介護事業所等で入浴ができない身体障がい者・児の自宅を訪問し、浴槽車両等で入浴サービスを提供する事業

第6章 計画の推進体制等

第6章 計画の推進体制等

1. 制度の普及啓発

障がいのある方の自己決定と自己選択に基づき障害福祉サービスをスムーズに利用できるよう、各種制度の内容や福祉の専門用語をわかりやすく情報提供できるように努めます。

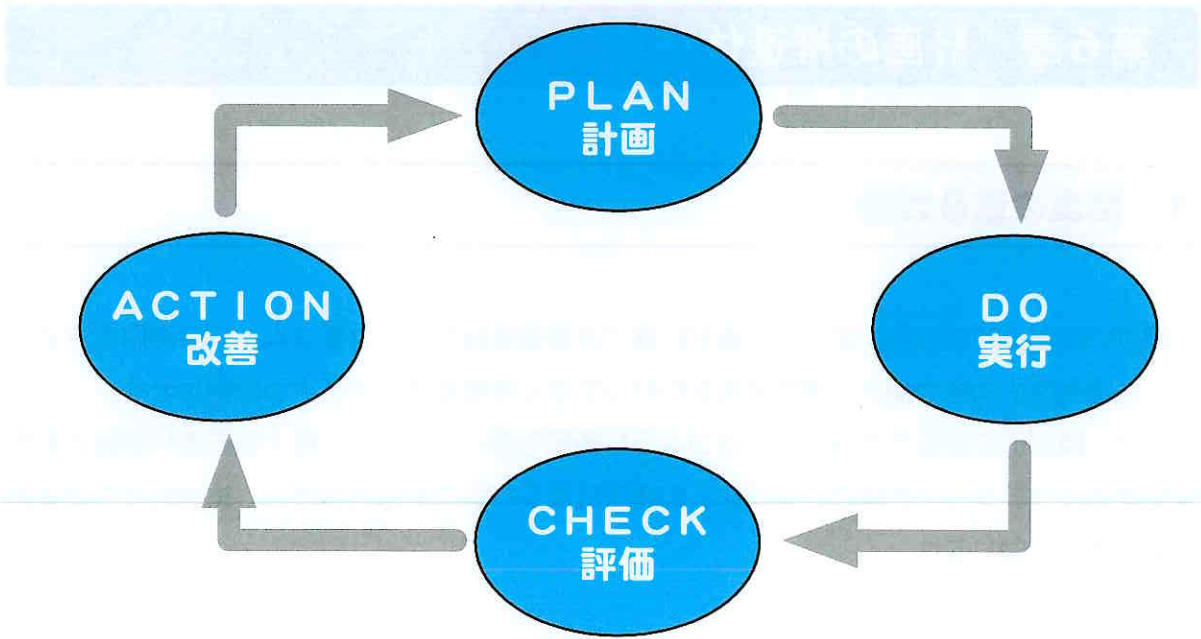
また、障がいのある方が身近に役立つような情報を得られるよう、様々な支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体との情報交換及び協力を求めながら、総合的かつ効果的な普及啓発を図ります。

2. 計画の推進体制

本市では、佐賀市と吉野ヶ里町と共同で、「佐賀地区自立支援協議会」を設置し、障がい者福祉の推進を含む障がい者への支援に関する協議を行っています。本協議会は、障がいのある方が自分らしく安心して暮らせる地域を目指し、今後も、他職種の様々な関係機関が共通の目的に向け、具体的に協働するネットワークにより、福祉サービスに関する社会資源の改善と開発を行います。

3. 計画の進行管理

本計画の推進上における問題点の協議及び毎年度の事業実績等を基に、障がい福祉サービス見込量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をPDCAのサイクルの考え方に基づき、本計画の円滑な運用を図ります。



- なお、具体的な評価・見直しの方法に関しては、下記内容に基づき実施します。
- 当該年度の実績確定後に、委員会への報告を行い、計画値の進捗状況进行评估する。
 - 評価結果に基づき、次年度の計画値の協議を行う。
 - 協議内容に基づき、必要に応じて計画値の見直しを行う。

令和3年度	令和4年度	令和5年度
評価及び見直し（7月頃）	評価及び見直し（7月頃）	評価及び見直し（7月頃）
計画に基づいた事業の実施	見直しに基づいた事業の実施	見直しに基づいた事業の実施
		第7期計画の策定

資料編

1. 神崎市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年8月1日

要綱第91号

改正 平成25年4月1日要綱第7号

平成26年8月1日要綱第34号

(題名改称)

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定による、神崎市障がい福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び事業の実施に関する重要な事項を協議するため、神崎市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定の基本方針に関する事項について協議すること。
- (2) 計画の素案を策定すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定に関すること。
- (4) 計画策定後の達成状況の分析・評価を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成し、市長が委嘱する。

2 委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部高齢障がい課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成25年要綱第7号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年要綱第34号）

この要綱は、交付の日から施行する。

別表（第3条関係）

番号	機関・団体の名称
1	神崎市身体障害者福祉協会代表
2	神崎市知的障害家族会代表
3	神崎市精神障害者家族会代表
4	神崎市民生児童委員協議会代表
5	佐賀県難病相談・支援センター代表
6	社会福祉法人 長興会代表
7	神崎市障害者施設代表
8	佐賀障害者職業センター所長
9	佐賀県総合福祉センター所長
10	神崎市社会福祉協議会代表
11	神崎市教育委員会
12	その他市長が必要と認める者

2. 第6期神崎市障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

(順不同：敬称略)

同要綱第3条第1項関係	推薦依頼団体・機関等	職名等	氏名	
1	神崎市身体障害者福祉協会代表	神崎市身体障害者福祉協会	神崎市身体障害者福祉協会 庶務会計	真木 進
2	神崎市知的障害家族会代表	神崎市知的障害家族会	神崎市知的障害者 家族会役員	吉田 博孝
3	神崎市精神障害者家族会代表	神崎市精神障害者家族会	神崎市精神障害者 家族会代表	山崎 沢子
4	神崎市民生委員 児童委員協議会代表	神崎市民生委員 児童委員協議会	神崎市民生委員児童委員 協議会会長	藤瀬 英正
5	佐賀県難病相談 支援センター代表	佐賀県難病相談 支援センター	佐賀県難病相談 支援センター所長	三原 睦子
6	社会福祉法人 長興会 代表	長光園障害者 支援センター	長光園 障害者支援センター園長	宮崎 一哉
7	神崎市障害者施設代表	社会福祉法人 なごむ会 育振学園	社会福祉法人 なごむ会 育振学園 課長	福島 隆
		NPO法人 ふくしの里神崎	ザ・かんざき 管理責任者	大塚紀世美
		一般社団法人はなまる	放課後デイサービス はなまる代表	大坪 法雄
8	佐賀県障害者 職業センター所長	佐賀障害者 職業センター	佐賀障害者 職業センター所長	大関 敏之
9	佐賀県総合福祉 センター所長	佐賀県 総合福祉センター	佐賀県総合福祉センター 障害者支援課長	中村 公昭
10	神崎市社会福祉 協議会 代表	神崎市社会福祉協議会	神崎市社会福祉協議会 常務理事	深堀 一成
11	神崎市教育委員会	神崎市教育委員会	神崎市教育委員会教育委員	高尾あい子
12	その他市長が 必要と認める者	西九州大学	西九州大学 社会福祉学科 講師	桃井 克将
合 計		14名		

3. 神崎市障がい福祉計画策定委員会の開催経過

期 日	内 容
令和2年7月28日	第1回 神崎市障がい福祉計画策定委員会
令和2年11月30日	第2回 神崎市障がい福祉計画策定委員会
令和2年12月23日	第3回 神崎市障がい福祉計画策定委員会
令和3年1月27日 ～2月9日	第6期神崎市障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画を含む）に対するパブリック・コメント実施

4. パブリック・コメント手続きの結果概要

「第6期神崎市障がい福祉計画（第2期神崎市障がい児福祉計画を含む）（案）」についてのパブリック・コメント手続きの結果概要は、次のとおりです。

○提出期間

令和3年1月27日（水）から令和3年2月9日（火）

○提出対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所、事業所等を有する個人または法人等
- ・市内に通勤、通学、通所をしている方

○意見の提出方法

- ・持参される場合 本庁高齢障がい課または各支所総合窓口課
- ・郵送の場合 〒842-8601
神崎市神崎町鶴3542番地1 神崎市 高齢障がい課
- ・ファクシミリの場合 0952-52-1120
- ・Eメールの場合 kourei-syougai@city.kanzaki.lg.jp

●「第6期神崎市障がい福祉計画（第2期神崎市障がい児福祉計画を含む）（案）」に関する意見等

令和3年1月27日（水）から令和3年2月9日（火）までの間、意見募集を行った結果、特にご意見等はありませんでした。

5. 関係団体等ヒアリング調査結果の概要

(1) ヒアリングの概要

1) 関係ヒアリングの目的

「第6期神崎市障がい福祉計画」(第2期神崎市障がい児福祉計画を含む)の策定にあたり、当事者などの声に直接耳を傾ける(ヒアリング)ことにより、詳細な状況や、今抱えている様々な問題等を把握することを目的として実施しました。

ヒアリング内容としては、課題・問題点や今後の要望などを中心に意見等を伺いました。

2) 調査方法

文書による照会調査を実施しました。

3) 調査協力団体・事業者等(市内)

○障がい者(児)関係団体(4)、関係家族(1)

当事者団体等(1)

○サービス提供事業所(12事業所)

居宅介護事業所、生活介護事業所、施設入所支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、共同生活援助(グループホーム)、放課後等デイサービス事業所

○計画支援事業所(2事業所)

指定特定相談支援事業所

※市内19団体等に依頼し、13団体等から回答をいただきました。

4) 調査内容

① 障がい者(児)関係団体調査

○活動内容 ○活動上の課題 ○行政へ望むこと ○その他

② サービス提供事業所調査

○サービスを提供する上での問題点や課題 ○独自支援や連携状況等

○就労、地域生活への移行のために必要なこと ○その他

③ 相談支援事業所調査

○支援する上での問題点や課題について ○独自支援や連携状況等

○その他

5) 調査期間 令和2年8月20日～9月11日

(2) ヒアリングの結果

関係団体から頂いた様々な意見のうち、多くの意見を記載しています。

《趣旨を変えない範囲で表現を簡略化しています》

1) 障がい者（児）関係団体

【具体的な意見】

○活動内容

●勉強会などの学習機会の確保

- ・週一回、ろう者を交えた勉強会・交流会・教室の開催
- ・毎月の定例会
- ・不登校・ひきこもり親の会
- ・西九州大学学生とのゲームや体を使った遊び等の交流会

●各種行事へ参加や協力

- ・各種教室やワークショップ開催
- ・学校内で実施されているドリームパーク事業での手話指導
- ・グランドゴルフ、ゲートボール等の実施及びフライングディスク等の障がい者スポーツの練習及び大会出場
- ・募金活動参加や各種大会への手話通訳
- ・県の団体との交流

○活動上の課題

- ・イベントの場所（バリアフリーが望ましい）や駐車場の確保が難しく大々的に呼びかけられない。
- ・コロナ禍の中で、様々な企画を練っても実施できるかどうか見通しが持てない。今後コロナと付き合いながら活動していく方法を考えていく必要がある。
- ・高齢者と病弱者が多く、今後の団体存続が心配である。
- ・自ら積極的に行動できる人には何らかの支援ができるが、家に閉じこもっている人への支援は難しい。

○行政へ望むこと

- ・子供達の卒業後の進路は限られた施設や事業所、自宅から遠い施設に通ったりしています。神埼市内に自宅から通える通所施設やグループホームを増やしてほしい。
- ・働きたい気持ちはあっても、なかなか社会へ出ることが困難な方のためにあらゆる機関が連携し、居場所や中間的就労の場を作ってほしい。

- ・発達障がい児は増加傾向にあるので、できるだけ早期療育をはじめられるようにしてほしい。
- ・重度で成人の方（体の大きい方）の移動支援は、必要な時は2人体制で対応してほしい。
- ・一般の方だけでなく、障がい者の方も利用しやすいように公共施設の改善をしてもらいたい。
- ・障がいへの理解を深め、目にみえない障がいを持っている方たちとも、しぜんに支えあえる地域環境が整ってほしい。
- ・役所・銀行・病院・施設等に手話ができる人材を配置してほしい。

2) サービス提供事業所

【具体的な意見】

○サービスを提供する上での問題点

- ・精神障害者の方の対応は難しく、ヘルパーがケアに入れないケースがある。
- ・重度の方の受け皿がなく、どこの地域でも待機登録の方が多い。
- ・利用者を受け入れる側（施設等）のスタッフ不足。
- ・ADLの向上を目指したいが、学校ではどうしても学習の方に力を入れられる。あいさつ、着替え、排泄等、身の回りの事や言葉づかいなど、今必要な支援に力を注いでいる。
- ・居宅介護（ホームヘルプ）を便利屋さんのものとして利用しようとするケースが見受けられる。
- ・「なんでもしてあげる」は利用者の健全な生活や自立の妨げになる。
- ・支援を必要とする子供達が通う特別支援学校が少ないのでは？
- ・障がい者支援施設も高齢化が進み、老人保健施設への移行も情報共有等なく難しいことが多い。
- ・今後は高齢障がい者についても考えていく必要がある。

○独自支援や連携状況

- ・併設の訪問看護ステーションと連携している。
- ・社会福祉協議会と連携し、地域の道路美化運動、芋苗植え、収穫等を地元の老人会・小中学校・保育園と一緒にやっている。
- ・肥前精神医療センターを主とした、医療連携や定期的支援会議を実施している。
- ・地元のイベント等に積極的に参加している。（現在はコロナ感染予防のため自粛している。）
- ・子ども達の将来役立つことを念頭に体験学習を重視しており、苗植え・稲刈、ジャガ

- イモ植え、イモ植え、芋ほりなど、季節に応じた農業体験活動をしている。
- 発達障害を抱えた子ども達が社会的に理解していただき、快く受け入れてもらえることを願って、近隣道路のごみ拾い活動を行っている。
- 事業所開催のお祭りに、子供会をはじめ地域住民の方を招待したり、地域のお祭りに逆に招待されたりと交流を行っている。
- 相談事業所さんから、学校・家庭の様子や要望の情報共有をしながら、必要な支援を考えています。

○就労、地域生活への移行のために必要なこと

- 発達障害を抱える子ども達の就労を考えると、それぞれが個別の得意・不得意があり、仕事内容の選択が難しい。また、遠距離の場所での就労継続はかなり厳しいと思われる。利用者の選択範囲を広げるためにも、神埼市内での就労事業所が複数あることが大きな鍵となる。
- 就労事業所の仕事種類が豊富にあることも大事になってきますので、行政の立場で簡易な仕事の提供をしたり、地元企業より仕事提供の斡旋等の支援を期待しています。
- 移動手段の確保。
- 障がい者への就労先等の情報提供。
- 就労が長続きするような働き方の提案。
- 障がい者の方が将来就労できる、障がい者の方を受け入れてくれる企業の誘地。
- 重度の方をサポートするスタッフや地域の方への理解が必要と思われる。
- 障がい者が交流できるイベントをする。
- 楽しく働ける場所が職種別にいろいろあるといいのでは。
- 高校を出たらすぐ就労できる子ばかりではないので、就労支援ができる場も必要。そこで何かしらの技術を身につけてもらってから就労に送り出したい。
- 地域の人たちにも障がい者の就労への関心を持ってもらえるよう広報してもらいたい。

○その他

- 事業所の運営上、当日になって本人の都合により欠席となり、自宅まで送迎となった場合の欠席時加算について、何らかの改善措置を検討してほしい。

3) 相談支援事業所

【具体的な意見】

○支援する上での問題点や課題

- 親や身内などの支援者がいなくなった後の生活をどのようにしていくのか心配であ

り、そのための準備などが課題。

- ・障がい者本人だけでなく、支える家族への支援の必要性。（家族への協力や理解）
- ・各関係機関との連携が重要。

○独自支援や連携状況等

- ・病院のケースワーカーや佐賀地区の障がい者相談支援事業所などと連携している。

障がい福祉計画策定のための調査票

(障がい者（児）関係団体用)

1. 対象・回答者

団体・組織などの名称	
調査の回答者	

2. 活動内容や活動上の課題について

活動されている内容や課題・問題点等について具体的にご記入ください。

--

3. 行政へ望むこと

障がい者施策等に関して行政へ望むことを具体的にご記入ください。

--

4. その他

ご意見、ご要望を含め、何かございましたらご記入ください。

障がい福祉計画策定のための調査票

(サービス提供事業者用)

事業者名	
調査の回答者	

1. サービス開始及び利用状況

障害者総合支援法に伴う、サービスの開始及び利用状況に関してお尋ねします。今後、サービス移行予定の事業者様は、移行予定時期及び予定人数をご回答ください。

提供（予定）サービス	開始した時期 (移行予定の時期)	利用人数（延人数/月） (予定定員)
1. 居宅介護（ホームヘルプ）	年 月頃	名
2. 重度訪問介護	年 月頃	名
3. 同行援護	年 月頃	名
4. 行動援護	年 月頃	名
5. 重度障がい者等包括支援	年 月頃	名
6. 短期入所（ショートステイ）	年 月頃	名
7. 療養介護	年 月頃	名
8. 生活介護	年 月頃	名
9. 施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア等）	年 月頃	名
10. 自立訓練（機能訓練）	年 月頃	名
11. 自立訓練（生活訓練）	年 月頃	名
12. 就労移行支援	年 月頃	名
13. 就労継続支援（雇用型）A	年 月頃	名
14. 就労継続支援（非雇用型）B	年 月頃	名
15. 共同生活援助（グループホーム）	年 月頃	名
16. 放課後等デイサービス	年 月頃	名
	年 月頃	名
	年 月頃	名
	年 月頃	名
	年 月頃	名
	年 月頃	名
	年 月頃	名
	年 月頃	名
	年 月頃	名

2. サービスを提供する上での問題点や課題について

サービスの提供にあたって、現在感じている問題点や課題などがありましたらお聞かせ下さい。

3. 独自支援や連携状況等

障がい者のための独自の支援、他の支援団体・行政・事業所との連携状況など、何かありましたらご記入ください。

4. 就労、地域生活への移行

今後、障がい者を就労・地域生活へ移行させるためには、何が必要だと思いますか。

5. その他

ご意見、ご要望を含め、何かございましたらご記入ください。

障がい福祉計画策定のための調査票

(相談事業者用)

1. 対象・回答者

事業者名	
調査の回答者	

2. 主な相談内容

	主な相談内容
身体障がい者	
知的障がい者	
精神障がい者	

3. 支援する上での問題点や課題について

障がい者を支援する上で、問題点や課題等がございましたらご記入ください。

4. 独自支援や連携状況等

障がい者のための独自の支援、他の支援団体・行政・事業所との連携状況など、何かありましたらご記入ください。

5. その他

ご意見、ご要望を含め、何かございましたらご記入ください。

**第6期神崎市障がい福祉計画
(第2期神崎市障がい児福祉計画を含む)**

編集・発行	神崎市 市民福祉部 高齢障がい課 〒842-8601 佐賀県神崎市神崎町鶴3542番地1 TEL : 0952-37-0111 FAX : 0952-52-1120
発行年月日	令和3年3月

